

## 和歌山家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

平成21年2月4日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

### 第2 開催場所

和歌山家庭裁判所第1会議室

### 第3 出席者

（委員）

古賀栄美，高橋秀範，中村昭子，古谷禎一，前坂光雄，前田泰道，  
前田朋子，松原敏美，松本雅博，宮下和己，本林秀夫

（欠席者）竹田真理子

（五十音順，敬称略）

（事務担当者又は庶務）

末次首席家裁調査官，山田次席家裁調査官，倉田首席書記官，  
小鹿野事務局長，木村総務課長

### 第4 議事

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），  
△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：事務担当者又は庶務】

#### 1 開会

#### 2 所長あいさつ

#### 3 委員の紹介

#### 4 委員長選任

前坂委員が委員長に選任された。

#### 5 少年審判の概要及び「保護的措置」についての説明

別紙のとおり

#### 6 意見交換等

テーマ「少年審判について（少年及び保護者に対する保護的措置）」

△ 「保護的措置（趣旨を明確にするため、以下「教育的措置」とした。）」を行っている割合とその基準を教えてください。

■ 調査官による面接はほぼ全件行っている。さきほど説明したような取組としては、清掃活動が年に2, 3回, 万引き講習は年3回で, 合計で数十人規模である。そのような「教育的措置」を行う基準としては, 非行に常習性がなく, 1回の活動で効果があると見込めるときである。

◎ 面接や審判といった少年審判の一般的な手続やその中での対応そのものにも教育的効果はあるが, 今回は, 一般的手続以外に特に行っている「教育的措置」について, いいアイデアがないか伺いたい。

○ 家庭裁判所の少年保護事件の処分結果からみて和歌山県で年間800人くらいいる「教育的措置」の対象者に対して, 裁判所では面倒をみていけるのか。

■ 本庁では, 4人の調査官が, 1か月当たり, 1人で十数人の少年と面接調査している。

○ 「教育的措置」を行って, 再犯防止の効果は現れているのか。

■ 実施件数が少なく, 再犯防止の効果は検証できていない。ただ, このような活動の中で, 面接では見えなかった少年の動きが見えてくることもある。

● それぞれの「教育的措置」の比率はどうなっているのか。

■ 一番多いのは万引き講習である。清掃活動や老人施設等奉仕活動は, それぞれ年に数件である。

○ そのような「教育的措置」への参加は裁判所が呼びかけるのか。また, 参加率は高いのか。

■ 裁判所から呼びかけているが, 強制はしていない。参加率は高い。

○ 具体的な非行事実別の割合が分かれば教えてください。

■ 窃盗が圧倒的に多い。ただ, 例えば, 清掃活動はこの非行を犯した少年にとこのような関連性はない。

- このような活動は知らなかった。もっと理解を深めるためにも広く周知してほしい。回収資料として先ほど見せていただいた「教育的措置」の後に書いた少年の感想文を読むと、書かされているという印象がある。それぞれの「教育的措置」の目的を整理した方がよい。
- それぞれの「教育的措置」の数を増やすことも必要である。そうすることで、この傾向にある少年にはこのような活動が効果的であるというようなこともわかってくると思う。
- サポートする人が必要だと思うが、そのような人はどのようにして選んでいるのか。
- 当庁では、調停委員を中心とした和歌山家庭少年友の会というボランティア団体にお手伝いいただいている。他庁では学生のボランティアにお手伝いいただいているところもある。
- 働きかけの方法によっては、民間の方々に協力してもらえらると思う。
- 非行少年のイメージが抱きにくかったが、少年の感想文を読むと、非行少年もごく普通の少年であることが分かる。清掃活動などは地域とのつながりを持たせることができる。老人施設などでのお手伝いは若いというだけで認めてもらえる。非行少年は世間から認めてもらえない存在なので、今裁判所が行っている「教育的措置」は重要なものであると感じた。
- 教育を取りまく環境も大きく変わってきている。例えば、小学6年生で6割、中学生で7割の子どもが、家の人や学校の先生以外の大人には叱られたことがないという調査もある。それでは人間関係は作れない。そうするとそのような場面をだれかが作っていかなければならない。そこで、最近は学校で体験活動を重視するようになってきている。「教育的措置」では単に回数ではなく、日数を増やすことにより、継続して人と接する状況を作ることにより、人間関係が生まれ、その大切さもわかるようになると思う。
- みどりのおばさんが小学生低学年の子どもに注意するだけで、「うるさい。

死ね。」というようなことを言われる。本当に早い時期から子どもにいけないことはいけないと教えていかなければならないと感じる。また、今は親が子どもに異常に厳しい。それは、母親のいらいらを子どもにぶつけているからであり、まず母親を教育することから始めなければいけない。清掃活動を行うのであれば、海や山といった自然を対象とした方がよいと思う。少年の感想文については確かに書かされているが、感想文というものは書かされるものなので、それでよいと思う。むしろ、書くことそれ自体がよいことだと思う。

- 体験活動は、単に体験するのみだと効果が薄い。目的を教え、取りかかり、最後に振り返りのために書かせることが大事である。
- J R 事故のときに、1 件の大きな事故の陰には 3 0 件の小さな事故があり、その陰には 3 0 0 件のミスがあると聞いたことがある。大きな少年事件の陰には不処分の事件があり、その背後には少年の生活の乱れがあるのだと思う。裁判所の「教育的措置」はもっともっと増やす必要がある。

#### 7 次回委員会の意見交換テーマ

成年後見制度

#### 8 次回委員会の開催日時

平成 2 1 年 9 月 8 日（火）午後 1 時 3 0 分から開催することが決定された。

#### 9 閉会

(別紙)

## 少年審判の概要及び「保護的措置」について

### 1 少年審判の概要

罪を犯したり，罪を犯すおそれのある20歳未満の少年については，警察などで調べを受けた後，家庭裁判所に送られてくる。家庭裁判所では，非行に陥った少年が，健全な生活をし，再び社会に迷惑をかけないように立ち直らせることを目的として，家庭裁判所調査官による調査が行われ，裁判官による審判が行われる。その過程では，非行に至った経緯や少年の心情を十分に理解した上で，少年に内省を促し，犯した罪の社会的な影響を理解させ，再犯防止につながるような「保護的措置」を行っているほか，保護者に対しても，養育責任を自覚させ，非行を防止するための指導や助言を行う。そして，審判では少年院送致や保護観察などの処分の決定を行うほか，審判を開始しないで終了したり，審判を開始した上で，処分をしない決定を行うこともある。

### 2 処分別件数と割合

平成19年の，和歌山県における道路交通法違反や自動車運転過失傷害を除いた一般非行の少年事件は1,111件であった。このうち約7割，おおよそ800人が審判不開始，不処分で終局した。

審判不開始，不処分といっても家庭裁判所が何もしていないわけではない。今回は，約7割を占める審判不開始，不処分となるケースについて，家庭裁判所が手続の中でどのような「保護的措置」を行っているかということについて説明する。

なお，審判不開始，不処分の割合が多いが，これは，少年法において軽い犯罪も含めてすべての少年事件が家庭裁判所に送られることになっていることも一因である。

### 3 「保護的措置」

これまで保護処分に準ずるという意味で「保護的措置」という言葉を使ってきた

たが、最近ではわかりやすいように「教育的措置」という言葉を使うことが一般的になってきたので、ここでの説明も以下「教育的措置」という言葉を用いる。

(1) 「教育的措置」の類型

ア 社会奉仕型

欧米における社会奉仕命令を参考にした社会奉仕活動。特別養護老人ホームや障害者施設などでの介助や作業の手伝い、公園の清掃活動などがこれにあたる。

イ 講習型

講師が少年に対して講義形式で行う活動。万引きや自転車盗、バイク盗などの被害者を講師とする「被害を考える会」や、家裁調査官等の裁判所職員を講師とする交通講習、薬物乱用防止講習、思春期講習などがある。

ウ グループワーク型

少年やその保護者が一緒になって行う活動。親子合宿による野外活動がこれにあたる。また、「保護者の会」が企画され、グループワーク、親業訓練なども行われている。

エ その他

中間決定である試験観察、数か月間、篤志家の元に少年を預け、職業指導や生活指導を委ねる補導委託も「教育的措置」の一環としての意味付けもある。

(2) 和歌山で行っている取組

ア 特別養護老人ホームにおける社会奉仕活動及び保育所における女子少年による保育補助活動

イ 公園や海岸等の清掃活動

ウ 「万引き被害を考える親子の会」

(3) 和歌山の今後の課題

ア 清掃活動をさらに充実、拡大する。

- イ 万引き被害を考える会をさらに充実させる。
- ウ 使用済み切手の整理活動を実施する。
- エ 社会奉仕型の「教育的措置」を活性化する。
- オ 補導委託先を開拓し，補導委託を活性化する。
- カ 新たな「教育的措置」を考える。

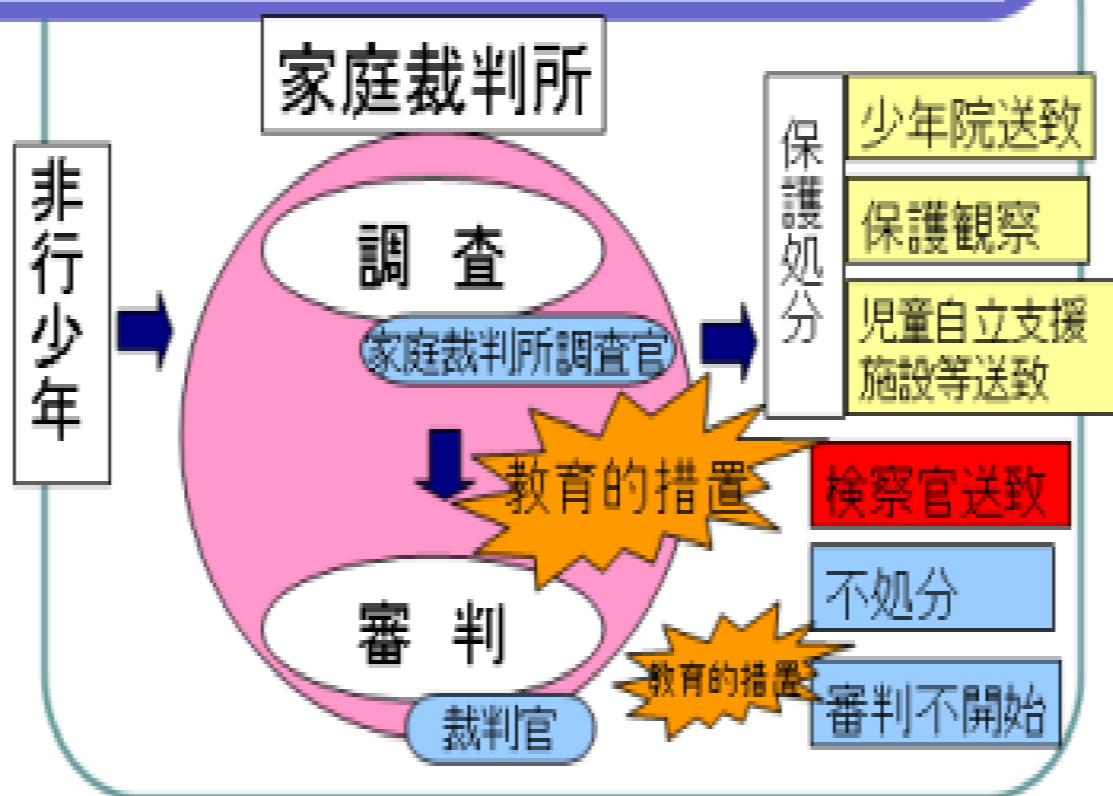
## 少年審判について

少年及び保護者に対する  
保護的措置について

## 少年法第1条

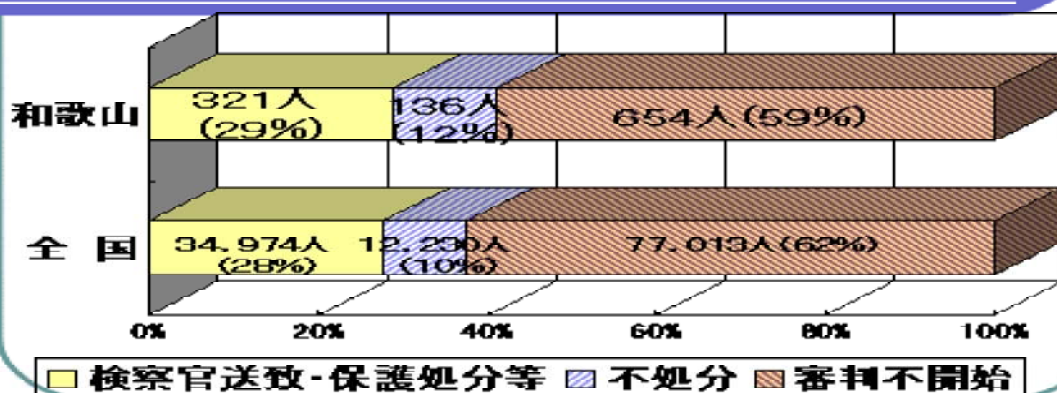
この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。

## 少年審判手続の流れ

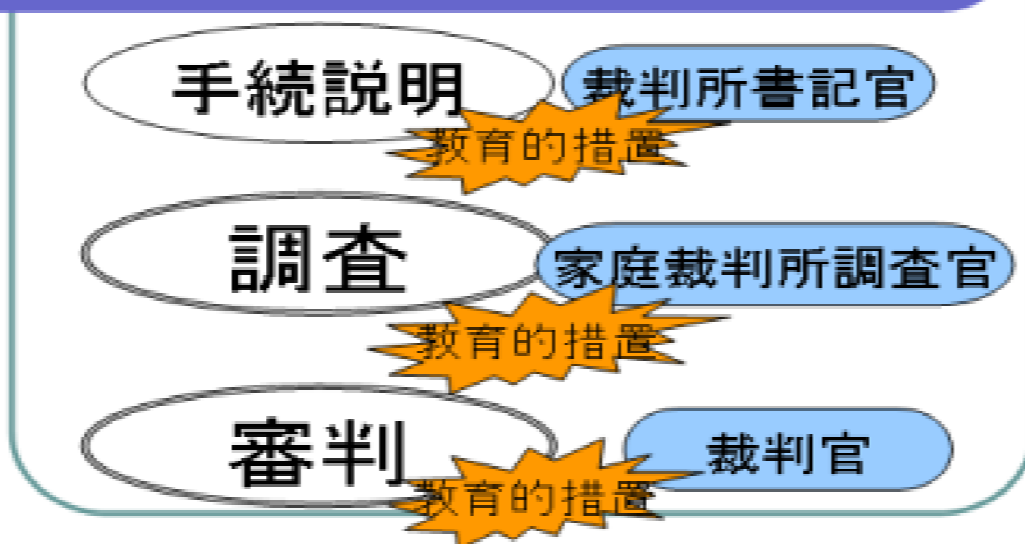




## 処分別人数と割合（平成19年）



## 教育的措置の流れ



## 教育的措置の類型

- 社会奉仕型
- 講習型
- グループワーク型
- その他

## 社会奉仕型

- 対人援助型
  - ・特別養護老人ホーム
  - ・障害者施設
- 社会参加型
  - ・地域清掃活動

## 講習型

- 犯罪被害を考えさせる講習
- 交通講習
- 薬物乱用防止講習
- 思春期講習

## グループワーク型

- 野外型
  - ・親子合宿
  - ・少年合宿
- 室内型
  - ・保護者会

## その他

- 試験観察
- 補導委託

## 和歌山の取組

- 老人施設・保育所での奉仕活動
- 和歌山城の清掃活動
- 海岸等の清掃活動
- 万引き被害を考える会
- シンナー指導
- 交通講習

## 和歌山の今後の課題

1. 和歌山城清掃活動の充実、拡大
2. 万引き被害を考える会の充実
3. 使用済み切手の整理活動の実施
4. 老人施設・保育所での奉仕活動の活性化
5. 補導委託先の開拓
6. 新たな教育的措置の開発